

生成 AI サービス提供業務 仕様書

本仕様書は、「生成 AI サービス提供業務 公募型プロポーザル実施要項」に基づく公募型プロポーザルについて、その調達仕様を定めるものである。

なお、本仕様書は公募型プロポーザルの提案用の調達仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議のうえ契約書用の仕様書に改めるものとする。

1. 業務件名

生成 AI サービス提供業務

2. 業務の目的

本業務の目的は、市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、生成 AI サービスを導入するのである。

生成 AI を多くの職員が利用し、活用による効果を実感し、更なる活用へつなげる好循環が実現できる様、以下のような特徴を備えたサービスの提供を期待する。

- ・直感的に操作しやすい UI(ユーザーインターフェース)を備えていること
- ・プロンプトエンジニアリングのノウハウを持たない職員でも精度の高い回答が得られるためのサポート機能を備えていること
- ・セキュリティが確保されたサービスであること
- ・職員からの操作方法への問合せ対応や生成 AI の利用事例の共有など、職員の生成 AI 活用を促進するサポートが提供されること

3. 仕様

(1)本業務の対象範囲

サービスの提供及び運用支援・研修に係る本業務の内容は概ね以下のとおりとする。

1. 生成 AI サービスの提供

本市職員が利用することができる生成 AI サービス(※庁内業務で生成 AI を利用することができるインターフェース等を備えたサービス)の提供

上記サービスに係る本市職員のアカウント等を管理するための管理機能等の提供

2. 運用支援

サービスを利用する職員からの利用方法等に関する問い合わせ対応

当該サービスの利用に関する管理者用・利用者用のマニュアルの提供

サービスを利用する職員への研修の提供

(2)契約期間、サービス提供期間

契約期間は、契約締結日から令和8年 3 月 31 日までとする。

生成 AI サービスの利用期間は令和 7 年7月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3)セキュリティ

1. サービスには他の契約者が本市の入力データ等を閲覧できないように、論理的または物理的に分離された専用の環境が構築されていること。
2. 入出力内容が生成 AI に学習されないとともに、RAG 利用のためにアップロードした独自データを本市が使用する以外で生成 AI の学習に利用されないこと。
3. データ処理は国内のデータセンターで完結し、海外のサーバ等へ送信されないこと。
4. 保存したデータの取り扱いについて、日本国の法律で保護されていること。
5. サービスを提供する施設等(データセンター等)は、日本国内に所在地を置き、一般的に求められるセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
6. サービス提供終了後は、速やかに発注者にかかる情報資産は廃棄できること。
7. サービスは LGWAN-ASP サービスリストに登録されているものであること。
8. 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格(ISO/IEC27001)の認証、クラウドサービスの提供、または利用に関する国際規格(ISO/IEC27017)の認証、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のいずれかの付与認定を受けていること。

(4)生成AIサービスの提供

1. サービス環境・利用ブラウザ

- ①クラウドサービス(SaaS 型)であり、本市が職員に配備しているパソコンから LGWAN 環境で利用できること。
- ②Microsoft Edge で利用可能で、ブラウザの拡張機能の設定や専用ソフトのインストールをすることなく利用できること。
- ③サービスは事前に計画されたメンテナンスを除き、24 時間 365 日利用可能であること。

2. 言語モデルの水準

ChatGPT-4o、Gemini1.5Pro、Claude3. 5Sonnet のいずれかが利用できること。

3. サービスの機能要件

- ①サービスの機能要件については、「(別紙1)機能要件一覧表」のとおりとし、重要度において「必須」の機能については、要件を満たすこと。当該要件がサービスの標準機能内で実現できない場合、代替案を備考欄に記載すること。
- ②重要度において「必須」の記載がない機能については、任意ではあるが、対応することが望ましい機能である。

(5)運用支援

1. 問い合わせ対応

サービスを利用する本市職員(利用職員及び管理者)からの問い合わせに対応するためのサポート体制を構築し、利用方法等に関する問い合わせに対応すること。問い合わせは原則として開庁日の9時から17時30分までの間とする。

2. マニュアルの提供

当該サービスの利用に関する利用職員用、管理者用のマニュアルを提供すること。

なお、マニュアルは電子データで提供すること。

3. 研修

サービスを利用する本市職員が機能や利用方法を理解し、日常的にサービスを活用し、効果的かつ効率的な業務遂行ができるようになることを目的とする。上記目標に向けた研修を提供すること。

- ①利用を希望する職員に対して、操作研修を 1 回以上実施すること。開催形式は対面・オンライン形式・研修コンテンツ動画の配信方式のいずれでも可とする。
- ②研修に必要な会場は、本市が用意する。
- ③研修に必要な資料は受託者が作成し、事前にデータで提供すること。
- ④対面・オンライン形式で実施する場合、研修に参加できなかった職員が後日視聴できるように、アーカイブ動画を作成し、提供すること。

4. ユーザーアカウント数・トークン数

サービス利用にあたり必要とするユーザーアカウント数・トークン数については以下の通りである。なお、「望ましい」と記載の項目は必須ではないが、加点の対象となる任意仕様を意味する。

(1) ユーザーアカウント数

- ①サービスの利用者アカウント数は制限なく作成できること。
- ②同時に 30 人以上がサービスを利用できること。

(2) トークン数

- ①月間の想定利用量は 300 万文字を見込むため、提案する大規模言語モデルで当該利用が可能であること。
また、上限文字数に達した場合は、生成 AI サービスの利用が自動停止できるようにすること。
- ②状況に応じて、本市と受託者の間で協議の上、別途費用を準備して当該月のみ利用文字数の追加ができること。
- ③上限文字数に達した場合であっても、月額固定料金以上の請求が発生しない形で、下位や廉価版の大規模言語モデル等の利用ができることが望ましい。

5. 料金体系

- ①サービス料金について、文字数などのデータ使用量に応じた料金体系ではなく、前提条件に基づく月額定額制であること。運用・保守に係る月額費用が生じる場合は、この料金に含むこと。
- ②支払いは日本円にて行い、外国為替レートの影響を受けて月々の支払金額が変わらないようにすること。

6. 支払方法

支払は 1 ヶ月ごとに受託者からの請求に基づき費用を支払う。サービス利用開始にあたって初期設定費がかかる場合は、初月の利用料とともに請求するものとする。

本市は、受託者から費用に係る請求を受けてから 30 日以内に支払を行うこととする。

7. 納品物

本業務における納品物は以下のとおりとする。

(1)生成 AI サービス利用環境

(2)操作マニュアル

サービス利用開始前に、「管理者向けマニュアル」及び「利用者向けマニュアル」を提出すること。

マニュアルのファイル形式は PDF、Word、PowerPoint のいずれかとし、その他の形式での提出を希望する場合は、別途協議のうえ、提出すること。

(3)研修動画

研修について、コンテンツ動画もしくはアーカイブ動画を提出すること。

動画のファイル形式は MP4 とし、その他の形式での提出を希望する場合は、別途協議のうえ、提出すること。

(4)業務完了報告書

業務期間終了後に完了届を提出すること。